

労働基準監督業務の改革案について

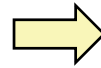
労働基準監督業務の改革案について

1. ヒト(組織のスリム化)

[過重労働防止対策アドバイザーの廃止]

<平成21年度>
47人
(19人)

<平成22年度>
47人
(19人)



<平成23年度~>
0人
(0人)

※ 括弧内は常勤換算人数

改革効果

《削減数》

過重労働防止対策アドバイザー
▲ 47人

2. モノ(余剰資産などの売却)

内訳等 なし

《売却見込額》

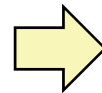
なし

3. カネ(財政支出の削減)

(委託費の推移)

<平成21年度>
11.3億円

<平成22年度>
6.2億円



<平成23年度~>
4.0億円

見直しの内容

過重労働による健康障害防止のための助言指導事業を廃止し、委託費を削減(1.2億円)。その他の事業についても見直しを行い減額(少なくとも1.0億円)する。

《削減額》

▲ 2.2億円

4. 事務・事業の改革

労働基準監督業務の運営に当たっての前提

- 監督対象は約400万事業場。毎年、新設又は廃止される事業場がそれぞれ約40万事業場で、新設又は廃止の半数以上が従業員4人以下の事業場。
- これら対象事業場に対し、限られた人員・体制で的確に監督指導しなければならない。

労働基準監督業務の課題

- (1) 法令違反の認識のない使用者や労働者保護の仕組みを知らない労働者が存在。
- (2) 法令違反について「声を上げられない」労働者も存在。
- (3) 労働条件上問題のある小規模な小売業、飲食店などで働く労働者の増加に加え、企業間競争の激化等を背景に、不適切な労働条件の下に全国展開する企業が出現。
- (4) 監督指導にかかわらず、法違反を是正しない事業場が存在。

改革の方向性

- (1) 労働基準関係法令の周知・情報提供の徹底
- (2) 監督対象事業場の新たな把握手法の導入
- (3) 新たな監督指導手法の導入
- (4) 法違反是正のための公表の在り方の検討
- (5) 上記(1)～(4)の下支えのための労働基準監督業務における国民サービスの向上

改革の具体案

I 労働基準関係法令の周知・情報提供の徹底（平成22年度上半期に実施）

- (1) 事業主向けに、人を雇い、使用する場合に守るべき基本的なルールを分かりやすく解説したパンフレットや「Q&A」を厚生労働省ホームページに掲載するとともに、労働保険の年度更新手続等の機会にパンフレットを配布。
- (2) 労働者向けに、労働保護法令など働くに当たっての基本的なルールについて、分かりやすく解説したパンフレットや「Q&A」を厚生労働省ホームページに掲載するとともに、セミナーを実施。

II 監督対象事業場の新たな把握手法の導入

- (1) 厚生労働省ホームページで労働基準関係法令の違反事業場についての情報をメール（匿名可）で受付（平成22年度第4四半期システム改修、受付開始）。
- (2) 労働者から、広く労働条件に関する苦情や不満を内容とする相談が繰り返しある事業場について、相談内容をシステム上集積し、把握できるようにする（平成22年度第4四半期システム改修、実施）。
※特に大都市部の大規模署で相談記録の検索等の省力化効果を期待。
- (3) 地方運輸局・入国管理局等からの通報に加え、平成22年度下半期から国等の発注に関し、低価格で落札した者について公表される情報を活用して労働条件上の問題を抱える事業場を把握。

III 新たな監督指導手法の導入（平成22年度試行実施、23年度全面实施）

- (1) 労働条件上の問題を抱える小規模な小売業、飲食店などの事業場に対し、法令の丁寧な説明会の実施後に、個別に指導を行う監督指導の手法を積極的に展開。
- (2) 本省の指揮の下、労働条件上の問題を抱える全国展開企業の情報在全国ネットワークを活用して収集し、本社を管轄する都道府県労働局が全社的に改善させる監督指導の手法を積極的に実施。

IV 法違反是正のための公表の在り方の検討

現行の取扱い（法違反で送検した事案は事業場名を公表）に加え、違反は認められるが、送検しなかった事案に関し、情報公開法の運用、所属する労働者のプライバシーの問題等を踏まえ、公表の在り方を検討する（平成22年度中に成案を得る）。

V 労働基準監督業務における国民サービスの向上

- （1）申告処理について、その処理状況等をシステムにより把握し、労働局が長期にわたり未処理となっている事案の迅速な処理を推進。（平成22年度第4四半期システム改修、実施）。
- （2）監督署の内部組織の名称（第一課、第二課、第一方面、第二方面など）を業務内容が分かりやすいものに変更する。
- （3）以下の取組により、労働基準監督官の質を向上させる。
 - ① 担当指導教官を定め、若手監督官の「解決力（企業に改善を迫る力）」を高める。
 - ② 監督指導のノウハウを伝承するため、第一線のベテラン監督官の参加を得て、若手監督官用の研修資料を作成。
 - ③ 捜査能力向上のため、最先端ITに対応した捜査技術に関する研修を実施する（平成22年度実施に向けて警察機関と協議）。
 - ④ 監督の「質」を評価し、監督官の活動を高める（監督業務は、庁外活動が中心であり、事業場に臨検する監督指導業務の評価の在り方を検討する）（平成22年度中検討）。